

# NISA口座の金融機関変更に関するご確認事項

平成27年1月1日から、同一勤定設定期間内におけるNISA口座の金融機関変更が可能です。

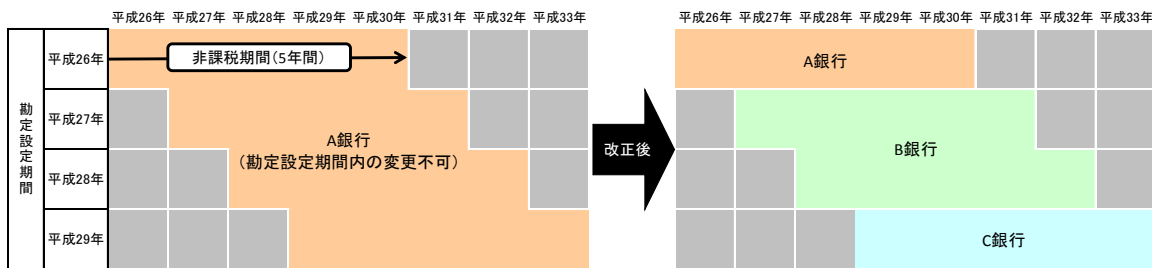
## 金融機関変更に関する改正内容の概要

改正内容	改正前	改正後
同一の勤定設定期間内*1における金融機関変更	同一の勤定設定期間内に金融機関変更はできません。	一定の手続の下、同一の勤定設定期間内であっても非課税管理勤定を設定する金融機関変更が可能となります。 ただし、変更しようとする年分の非課税管理勤定で投資信託等を既に購入していた場合、その年分については金融機関変更はできません。

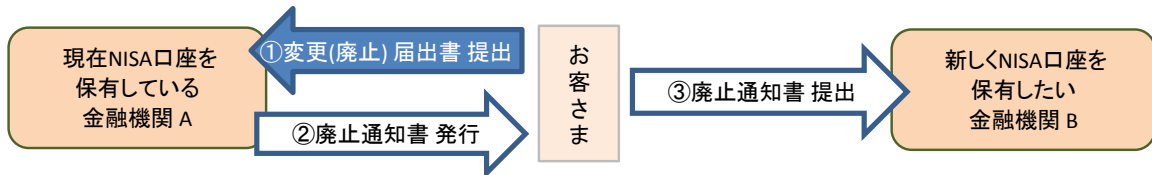
\*1 勤定設定期間とは3つの期間をいいます。

①平成26年1月1日～平成29年12月31日 ②平成30年1月1日～平成33年12月31日 ③平成34年1月1日～平成35年12月31日

## 同一の勤定設定期間における金融機関変更イメージ



## 申込フロー概略図



## 金融機関変更に関するQ&A

- Q. 平成26年に金融機関AでNISA口座を開設し、その年の非課税投資枠で投資信託を購入しました。平成27年に金融機関BでNISA口座を開設できますか？
- A. 上述の申込フローに沿って、平成27年に金融機関BでNISA口座を開設できます。ただし、既に金融機関Aの平成27年分の非課税投資枠で投資信託を購入<sup>\*2</sup>している場合、平成27年は金融機関BでNISA口座を開設することはできません。この場合、平成28年から金融機関BでNISA口座を開設できます。
- \*2 NISA口座での積立取引、分配金再投資により非課税投資枠を利用した場合を含みます。
- Q. 上記の通り金融機関を変更した場合、平成26年に金融機関Aで購入した投資信託はどうなりますか？
- A. 金融機関変更前に金融機関Aで購入した投資信託は、金融機関変更後も金融機関AのNISA口座で保有することになります。金融機関BのNISA口座に移管することはできません。
- Q. 金融機関Aから金融機関Bへ金融機関変更を行う場合、金融機関Bへの提出書類を教えてください。
- A. 金融機関BにおけるNISA口座開設に必要な申込書のほか、廃止通知書と本人確認書類が必要です。

## 投資信託をお申し込みの際は、次の点にご注意ください。

- ◆投資信託は預金ではなく、当行が元本を保証する商品ではありません。
- ◆投資信託の基準価額は、組入れ有価証券(株式・債券等)等の値動きにより変動しますので、お受取金額が投資元本を下回る場合があります。
- ◆組入れ有価証券(株式・債券等)等は、株式指標・金利・その有価証券等の発行者の信用状態の変化等や、取引が十分な流動性の下で行えない(流動性リスク)等を原因とした値動きにより変動します。
- ◆外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動(為替変動リスク)により基準価額が変動しますので、お受取金額が投資元本を下回る場合があります。
- ◆外貨建ての投資信託の場合、純資産価格も外貨建てで表示されるため、外貨建てで元本を上回っていても外国為替相場の変動により、純資産価格の円貨換算が円による投資金額を下回る場合があります。
- ◆投資信託の代表的な手数料等は以下の通りです。これらの手数料等はファンド・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各ファンドの手数料等の詳細は契約締結前交付書面(目論見書および目論見書補完書面)・販売用資料等でご確認ください。
  - ①購 入 時:購入時手数料がかかるファンドがあります。購入時手数料には消費税がかかります。
  - ②運用期間中:運用管理費用(信託報酬・管理報酬等)が日々信託財産から差し引かれます。  
また、その他監査報酬・有価証券売買時の売買委託手数料・組入れ資産の保管費用等の諸費用等が差し引かれます。
  - ③換 金 時:信託財産留保額・換金手数料がかかるファンドがあります。  
また、外貨に両替して購入・換金するファンドには所定の為替手数料がかかります。購入時の適用為替相場と換金時の適用為替相場には差があるため、為替相場に変動がない場合でも、換金時の円貨額が購入時の円貨額を下回る場合があります。

□投資信託は預金保険制度の対象ではありません。また、当行で取り扱う投資信託は金融商品仲介口座を通じた取り扱いの場合を除き、投資者保護基金の対象ではありません。

□当行はご購入・ご換金のお申し込みについて取り扱いを行っております。投資信託の設定・運用は各運用会社が行います。

□投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入いただきましたお客さまに帰属します。

□当資料は当行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

□投資信託のご購入に際しては、必ず最新の契約締結前交付書面(目論見書および目論見書補完書面)により商品内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。ファンドによっては一定期間は換金手数料のかかるものや、信託期間中に換金ができないもの、特定日にしか換金の申し込みができないものがあります。

□投資信託は長期投資に適した商品です。また上記の手数料等がかかることから、短期間に売買を繰り返すと、一般的にはお受取金額が投資元本を下回る可能性が高くなります。

□個人のお客さまの場合、原則として20歳以上のご本人さまによるお取引とさせていただきます。

□契約締結前交付書面(目論見書および目論見書補完書面)は、当行の本・支店等の投資信託販売窓口にてご用意しております。(インターネットバンキング専用ファンドについては、インターネットによる電子交付またはテレフォンバンキングによる郵送扱いとなります。)

株式会社 三菱東京UFJ銀行

登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号 **加入協会** 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

当行の苦情処理措置および紛争解決措置 全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用

全国銀行協会相談室 0570-017109、03-5252-3772 月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3 等を除く)

証券・金融商品あっせん相談センター 0120-64-5005 月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3 等を除く)

三菱東京UFJ銀行コールセンター(運用商品(保険を除く))

**0120-860-777** 

9:00～18:00 (1/1～1/3、5/3～5/5はご利用いただけません。)

<http://www.bk.mufg.jp/isa/index.html>